

子宮頸がん・乳がん検診のお知らせ

問い合わせ
健康推進グループ (☎01100)

子宮頸がん、乳がんは女性のがんの中で増加傾向にあります。
早期発見のために、定期的に検診を受けましょう。

日時 9月27日(出)8時30分～、12時30分～
場所 しんた21

申込方法 7月31日(休)までに必要事項を記入し、申し込み
フォーム、ファクス、はがきで健康推進グループ(〒059
-0016片倉町6丁目9-1、☎0111)

必要事項 希望する検診名、時間帯、氏名(ふりがな)、
生年月日、住所、電話番号、健康保険の種類、乳がん検
診を希望する方：超音波検査希望の有無、託児(午前
のみ)を希望の方：子どもの名前・年齢
※登別市国民健康保険や後期高齢者医療制度の加入者、市
民税非課税世帯または生活保護世帯の方は**無料**(乳がん
検診の超音波検査を除く)です。なお、市民税非課税世
帯または生活保護世帯の方は所定
の証明書が必要です。詳しくは問
い合わせください。



申し込み
フォーム

◎子宮頸がん検診

対象	奇数月生まれの20歳以上の女性
内容	子宮頸部細胞診
定員	午前90人、午後60人(申し込み順)
料金	1,700円

◎乳がん検診

対象	奇数月生まれの40歳以上の女性
内容	マンモグラフィ検査 ※希望者のみ超音波検査を追加で受 けることができます(自己負担額 5,665円、定員18人を超えたとき は抽選)。
定員	午前75人、午後50人(申し込み順)
料金	2,200円(50歳以上は1,900円)

医療費助成制度のお知らせ

問い合わせ
年金・長寿医療グループ (☎02137)

医療費助成は、医療費の自己負担を軽減する制度です。助成要件に該当する方には受給者証を交付しますの
で、年金・長寿医療グループまたは各支所で申請してください。

なお、7月31日(休)現在で受給資格の継続が見込まれる方には、受給要件を確認した上で、8月1日(金)から有
効期間が開始となる新たな受給者証を、7月下旬ごろに郵送します。7月中に受給者証が届かない場合は、問
い合わせください。

助成制度の種類	受給要件(全ての要件を満たす方)	自己負担額	手続きに必要なもの
重度心身障害者 医療費助成制度	①市内に住居登録があり健康保険に加入していること ②主たる生計維持者の所得が制限額以内であること ③次のいずれかの障がいのある方 ・身体障害者手帳の交付を受けており、身体障害者障害程度等級表1 級、2級または3級の内部障害(心臓、腎臓もしくは呼吸器または 膀胱もしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫もしく は肝臓の機能の障害のみ)に該当する方 ・知的障がいがありA判定の療育手帳の交付を受けている方またはI Qが50以下と判定(診断)されている方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害等級の1級に該 当する方 ※65歳以上の方は、後期高齢者医療制度への加入が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳未満または住民税非課税世帯の方…初診時に一部負担金(医科580円、歯科510円、柔道整復270円)のみ ●上記以外の方…1割負担 ※精神障がいのある方は入院を除く医療費のみ助成。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険の資格が分かるもの(従来健康保険証、マイナポータル健康保険情報、健康保険者が発行する資格確認書) ・障がいの程度が分かる手帳または判定(診断)書 ・主たる生計維持者の所得課税証明書(公簿確認ができる場合は不要)
ひとり親家庭等 医療費助成制度	①市内に住居登録があり健康保険に加入していること ②主たる生計維持者の所得が制限額以内であること ③次のいずれかに該当する方 ・ひとり親家庭の父親または母親で、20歳未満の子どもを扶養または 監護している方 ・上記に該当する父母に扶養もしくは監護されている20歳未満の子 ども、または両親の死亡などによりほかの家庭で扶養されている20歳 未満の子ども	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳未満または住民税非課税世帯の方…初診時に一部負担金(医科580円、歯科510円、柔道整復270円)のみ ●上記以外の方…1割負担 ※父母は入院医療費と指定訪問看護療養費のみ助成。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険の資格が分かるもの(従来健康保険証、マイナポータル健康保険情報、健康保険者が発行する資格確認書) ・戸籍謄本(戸籍全部事項証明書) ・主たる生計維持者の所得課税証明書(公簿確認ができる場合は不要)
子ども 医療費助成制度	①市内に住居登録があり健康保険に加入していること ②満18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの子 ども	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳未満または住民税非課税世帯の方…初診時に一部負担金(医科580円、歯科510円、柔道整復270円(小学生以上に限る))のみ ●上記以外の方…1割負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険の資格が分かるもの(従来健康保険証、マイナポータル健康保険情報、健康保険者が発行する資格確認書) ・主たる生計維持者の所得課税証明書(公簿確認ができる場合は不要)

※各助成制度の医療費の月額上限は、通院18,000円(年額上限144,000円)、入院57,600円(多数回該当の場合44,400円)。指定訪問看護の医療費は1割負担で、月額上限は非課税世帯8,000円、課税世帯18,000円(年額上限144,000円)。
※加入している健康保険が国民健康保険・国民健康保険組合の方で医療費が高額になることが見込まれる場合、資格確認書の交付を受けている方は、加入している健康保険から『限度額適用認定証』・『限度額適用・標準負担額減額認定証』(マイナ保険証を利用する場合は申請不要)の交付を受け、健康保険の資格が分かるものと受給者証と一緒に病院の窓口へ提示してください。
※学校や保育所などで負傷した際に別の給付が適用される場合、受給者証は使用できませんのでご注意ください。